

第1 1次入間市交通安全計画

～元気な入間 みんなで守ろう交通ルール～

(令和3年度～令和7年度)



入間市

はじめに

本市は、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、平成8年度から交通安全計画を策定してきました。平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）を計画期間とした第10次入間市交通安全計画では、関係行政機関や交通関係団体等との密接な連携のもとに、各般にわたる交通安全対策を積極的に推進してきました。

その結果、市内で発生した交通事故のうち人身事故件数は、10年前の平成23年には783件であったものが、令和2年には329件となり、約58%減少しました。

一方で、歩行中の事故や、夕暮れ時の事故は依然として高い割合で推移しており、今後も、より一層の交通環境の整備と交通安全思想の普及・徹底に取り組むなど、本市における交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策を講じていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって様々な分野で人々の行動変容が生じたこともあり、令和2年の交通事故件数等は減少傾向が継続しましたが、新型コロナウイルス感染症の収束とともに再び増加していくことが危惧されます。

こうしたことから、本市では、国の第11次交通安全計画及び第11次埼玉県交通安全計画に基づき、令和3年度から令和7年度までの今後5年間に講ずべき交通安全に関する施策の基本的な指針として、「第11次入間市交通安全計画」を策定しました。

この交通安全計画に基づいて、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、交通の状況や地域の実態に即して、各種の交通安全対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

SDGsへの貢献

2015年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」(SDGs:Sustainable Development Goals)の「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」では、「ターゲット3.6」として「2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」こととしています。

第11次入間市交通安全計画は、SDGsの理念の実現に貢献します。



目 次

第1部 総論	1
第1章 交通安全計画の策定	2
1 計画策定の趣旨	2
2 第10次入間市交通安全計画の成果	2
3 計画の期間	3
4 計画の性格等	3
第2章 交通事故の状況	4
1 埼玉県の場合	4
2 入間市の状況	5
第3章 交通安全対策の方針	8
1 交通安全対策の柱	8
2 交通安全計画の目標	9
第4章 計画の推進体制	10
1 行政機関	10
2 交通関係団体、ボランティア、事業者等	10
3 市民	11
第2部 各論	12
第1章 道路交通環境の整備	13
1 歩行者優先の安全・安心な歩行空間の整備	14
2 交通安全施設等の整備	15
3 効果的な交通規制の推進	16
4 自転車利用環境の総合的整備	17
5 交通需要マネジメントの推進	18
6 災害に備えた道路交通環境の整備	18
7 総合的な駐車対策の推進	19
8 道路占用及び道路使用の適正化	19
9 交通公害の防止	19
10 子どもの遊び場等の確保	20
11 踏切道の安全の確保	20

第2章	交通安全思想の普及徹底	21
1	高齢者に対する交通安全教育の推進	22
2	子どもに対する交通安全教育の推進	23
3	成人等に対する交通安全教育の推進	25
4	自転車の安全利用の促進	26
5	市民総ぐるみの交通安全運動の推進	28
6	地域ぐるみの交通安全教育の推進	28
7	民間交通安全団体等の主体的活動の促進	29
8	交通指導員の活動推進	29
9	交通安全に関する普及活動の推進	29
第3章	道路交通秩序の維持	31
1	一般道路における効果的な指導取締りの強化等	32
2	暴走族及び旧車會対策の強化	32
第4章	救急・援助活動の充実	32
1	救急・救助体制の充実	33
2	応急手当の普及啓発活動の推進	33
第5章	被害者支援の推進	34
1	自転車損害賠償保険の普及促進	34
2	交通事故相談の充実	34
3	交通遺児等に対する援助金の支給	35

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

第2章 交通事故の状況

第3章 交通安全対策の方針

第4章 計画の推進体制

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

本計画は、人命尊重の理念のもとに、交通事故ゼロを目指し、国の第11次交通安全計画及び第11次埼玉県交通安全計画との整合を図りながら、本市の交通事故実態等を踏まえた施策を総合的に推進するために策定するもので、次の点を計画の柱として交通安全対策を講じていきます。

第一に、安全で快適な交通環境を確立するため、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等、人と環境にやさしい道路交通環境の整備を推進します。

第二に、交通事故を防止するためには、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、自ら進んで交通安全に取り組もうとする意識の高揚や交通ルールと正しい交通マナーの遵守が不可欠であり、年齢層に応じた交通安全教育、交通安全運動及び交通安全に関する普及・啓発活動の推進等、交通安全思想の普及徹底を推進します。

第三に、秩序ある車社会の確立を目指し、道路交通秩序の維持を図り、さらに交通事故が発生した場合にその被害を最小限に抑えるため、迅速な救急・救助体制の充実を図るとともに、交通事故被害者支援等を推進します。

なお、これらの施策は多岐にわたっており、相互に密接な関係を有することから、関係行政機関や交通関係団体等と連携を図り、交通安全対策を総合的かつ効果的に推進することにより、交通事故の撲滅を目指すものです。

2 第10次入間市交通安全計画の成果

第10次入間市交通安全計画では、令和2年までに、人口10万人当たりの交通事故死傷者数を年364人以下とすることを目標に設定しました。交通安全教室や交通安全施設の整備など、継続的に実施している各種の取り組みにより、令和2年の交通事故死傷者数は389人で、人口10万人当たりに換算すると264人となり、目標を達成しました。（※人口は令和2年10月1日現在の人口統計に基づく）

上記の目標は達成しましたが、以後も交通事故が限りなくゼロになるよう目指していくこととします。

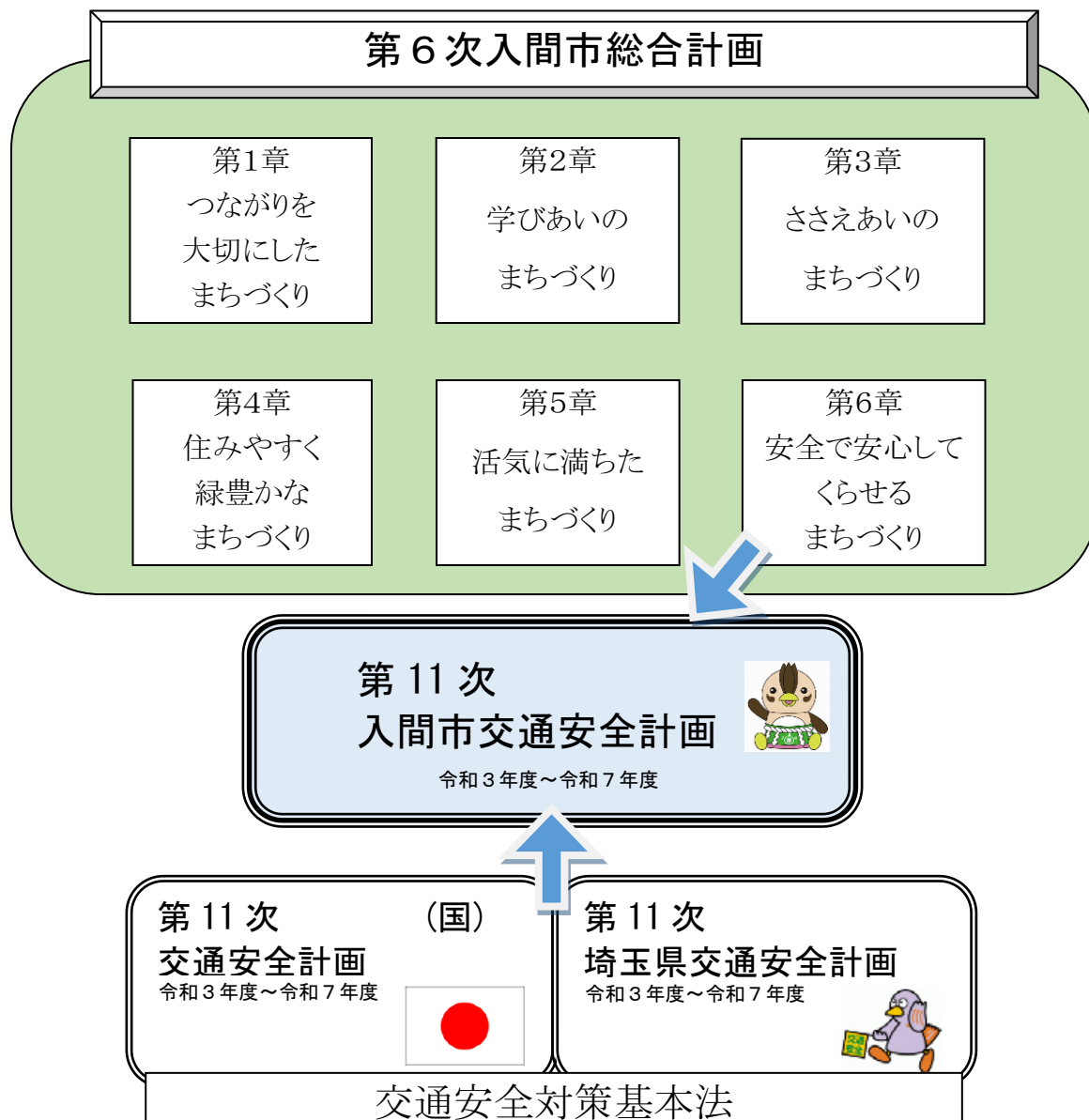
3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 計画の性格等

本計画は、国の第11次交通安全計画及び第11次埼玉県交通安全計画の趣旨に配慮しながら、市、関係行政機関や交通関係団体等との緊密な連携のもと、交通安全に関する施策の大綱を定めたもので、第6次入間市総合計画・後期基本計画との整合も図りながら、交通安全対策を総合的かつ効果的に推進します。

第11次入間市交通安全計画の位置づけ



第2章 交通事故の状況

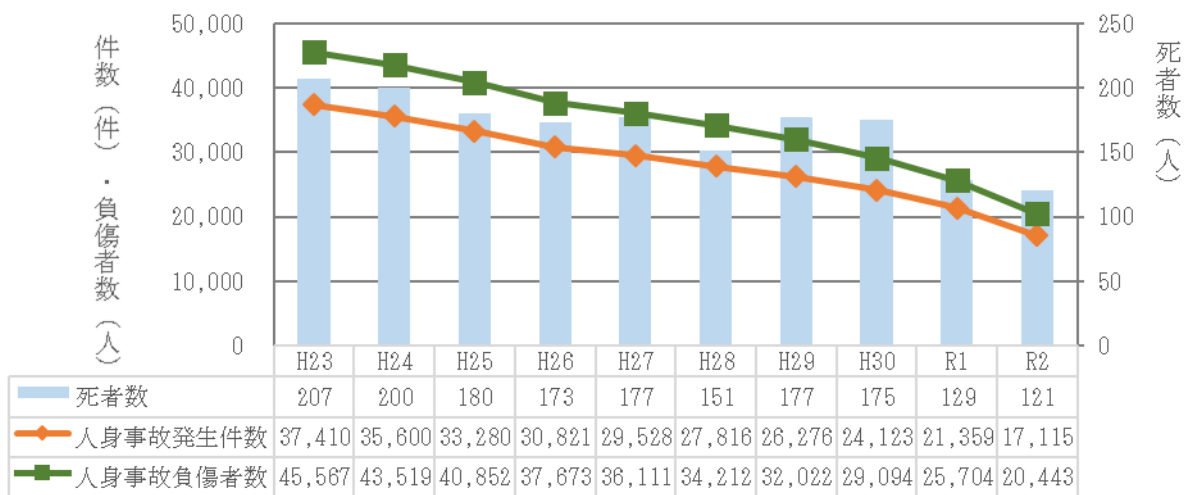
1 埼玉県の場合

埼玉県内の交通事故による死者数は平成25年から年間200人を下回り、平成28年には151人、令和元年には129人までに減少し、令和2年中の死者数は121人で、昭和29年以降最少を記録しました。

県内人口10万人当たりの交通事故死傷者数は、負傷者が大きく減少し、令和元年には351人、令和2年は更に減少して280人となりました。

第10次埼玉県交通安全計画（平成28年度～令和2年度）においては、「令和2年までに年間の交通事故死者数を125人以下とする」こと及び「人口10万人当たりの交通事故死傷者数を366人以下とする」ことを目標に掲げており、いずれも目標を達成しました。

埼玉県の交通事故発生件数等の推移



埼玉県の人口10万人当たりの交通事故死傷者数の推移 (単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口10万人当たりの死傷者数	635	606	568	523	501	471	440	399	351	280

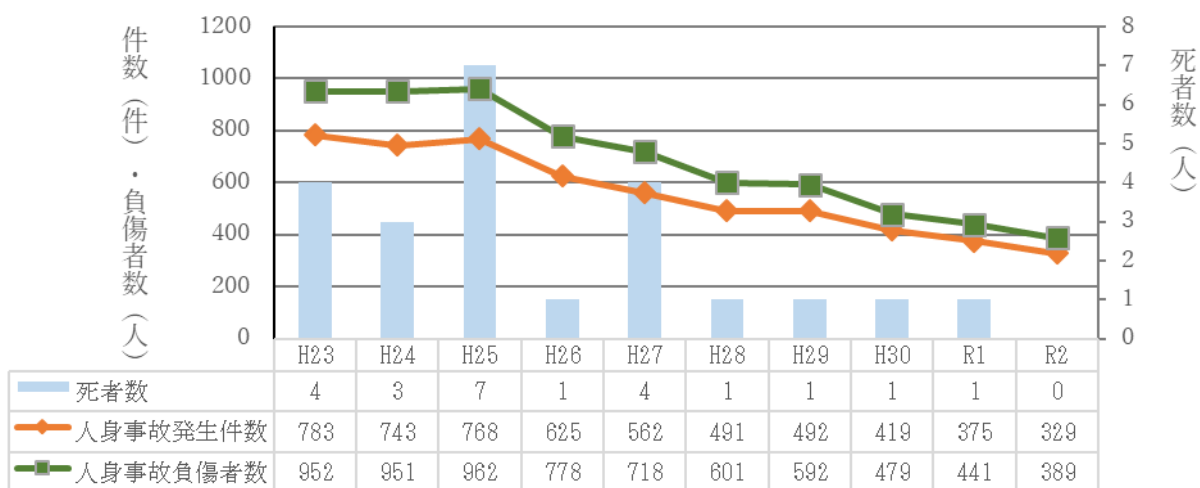
(注) 人口は各年10月1日現在の人口推計。ただし、令和2年は前年10月1日現在。

2 入間市の状況

本市における交通事故件数等の推移をみると、平成23年から令和2年までの10年間で、死者数が最も多かったのは平成25年の7人で、平成28年以降は1人以下で推移しています。

また、人身事故発生件数とその負傷者数はともに平成25年をピークにおおむね減少傾向で推移しており、令和2年は平成25年と比べ、それぞれ約6割減少しています。

入間市の交通事故発生件数等の推移



平成28年から令和2年までの5年間における交通事故の発生状況、傾向としては、次のようなことが挙げられます。

① 若年層及び中年層の交通事故多発

平成28年から令和2年までの5年間における交通事故死者数を年齢層別に見ると、4人中3人が若年層（19～29歳）及び中年層（30～50歳代）となっています。交通事故負傷者数については、約7割を19～59歳の若年層及び中年層が占めており、とくに19～24歳、40歳代が多い傾向にあります。

入間市の年齢層別交通事故死者数、負傷者数の推移

(単位：人)

年区分	H28		H29		H30		R1		R2		合計	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
幼児		12		17		8		5		9		51
小学生		20		26		18		12		5		81
中学生		16		17		8		4		4		49
高校生		26		16	1	18		31		24	1	115
19～24歳		65		69		58		57		44		293
25～29歳		46		46		37		30		34		193
30歳代		97		91		66	1	63		63	1	380
40歳代	1	110		126		96		83		65	1	480
50歳代		79	1	99		65		71		62	1	376
60～64歳		34		19		21		20		10		104
65歳以上		96		66		84		65		69		380
合計	1	601	1	592	1	479	1	441	0	389	4	2,502

② 歩行中の交通事故が増加

平成28年から令和2年までの5年間における交通事故負傷者数を状態別に見ると、自転車、自動車及び二輪車の負傷者数がおおむね減少している中、歩行中の負傷者は増加傾向にあり、令和元年に減少したものの、令和2年に21人増え、依然として高い水準で推移しています。

入間市の状態別交通事故死者数、負傷者数の推移

(単位：人)

年区分	H28		H29		H30		R1		R2		合計	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
歩行者		65	1	71		72		51		72	1	331
自転車		125		120	1	111		108		76	1	540
自動車		339		333		244	1	234		187	1	1,337
二輪車	1	72		68		52		47		54	1	293
その他								1			0	1
合計	1	601	1	592	1	479	1	441	0	389	4	2,502

③ 夕暮れ時から夜間にかけて事故が多発

平成28年から令和2年までの5年間における人身事故発生件数を時間帯別に見ると、16時～18時及び18時～20時の、夕暮れ時から夜間にかけて多く発生しており、これらの時間帯で約30%を占めています。また、8時～10時の時間帯も合計で295件発生しており、事故の多い時間帯であることがわかります。

入間市の時間帯別交通事故件数の推移

(単位：件)

年	H28	H29	H30	R1	R2	合計
0時～6時	20	18	16	15	17	86
6時～8時	48	40	38	35	31	192
8時～10時	68	71	58	55	43	295
10時～12時	54	51	47	44	44	240
12時～14時	48	54	42	46	35	225
14時～16時	44	58	47	33	38	220
16時～18時	84	87	80	45	53	349
18時～20時	70	67	54	57	44	292
20時～22時	39	30	25	38	18	150
22時～24時	16	16	12	7	6	57
合計	491	492	419	375	329	2,106



第3章 交通安全対策の方針

交通事故撲滅のため「元気な人間 みんなで守ろう交通ルール」をスローガンに、各種交通安全対策に取り組みます。

1 交通安全対策の柱

(1) 道路交通環境の整備

交通安全対策を進めるためには、人と車が安全で円滑に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。このため、事故要因に即した効果の高い対策として、交差点の改良などの道路整備や信号機など交通安全施設の整備を推進します。

また、高齢者や障害者等の自立した日常生活、社会生活を確保するため、交通環境のバリアフリー化を推進します。

(2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全の基本は、市民一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを身に付け、それを実践することにあります。そのため、子どもから成人、高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

- 高齢者には、加齢による心身機能の変化が行動に及ぼす影響についての理解を促すとともに、市民一人ひとりが高齢者に対する理解と思いやりを持った交通マナーを実践してもらうことが必要であるため、交通安全教育、広報等による啓発活動を推進します。
- 夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の着用について、交通安全教育、広報等により啓発し、市民一人ひとりの自発的な反射材着用を促進します。
- 自転車を利用する機会の多い児童、生徒に対し、交通ルールと正しいマナーを身に付けてもらうため、安全な乗り方等について実践型教育を推進します。
- 飲酒運転やあおり運転等を根絶するため、各種広報、啓発活動を推進します。

(3) 道路交通秩序の維持

市民生活を直接侵害する交通違反について、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、交通秩序の維持を図ります。

(4) 救急・援助活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救急・援助活動の充実を図るとともに、救急医療体制の充実を図ります。

(5) 被害者支援の推進

交通事故に関わる知識・情報が乏しいため、交通事故に巻き込まれると、その当事者は事故処理や示談交渉など、それまで経験したことのない煩雑な手続きに悩まされます。特に、被害者は肉体的・精神的な苦痛のほか、経済的な困難にも直面します。

このことから、被害者の心情に配慮した交通事故相談体制等の充実を図ります。

2 交通安全計画の目標

令和7年までに
年間の交通事故死傷者数を310人以下とする

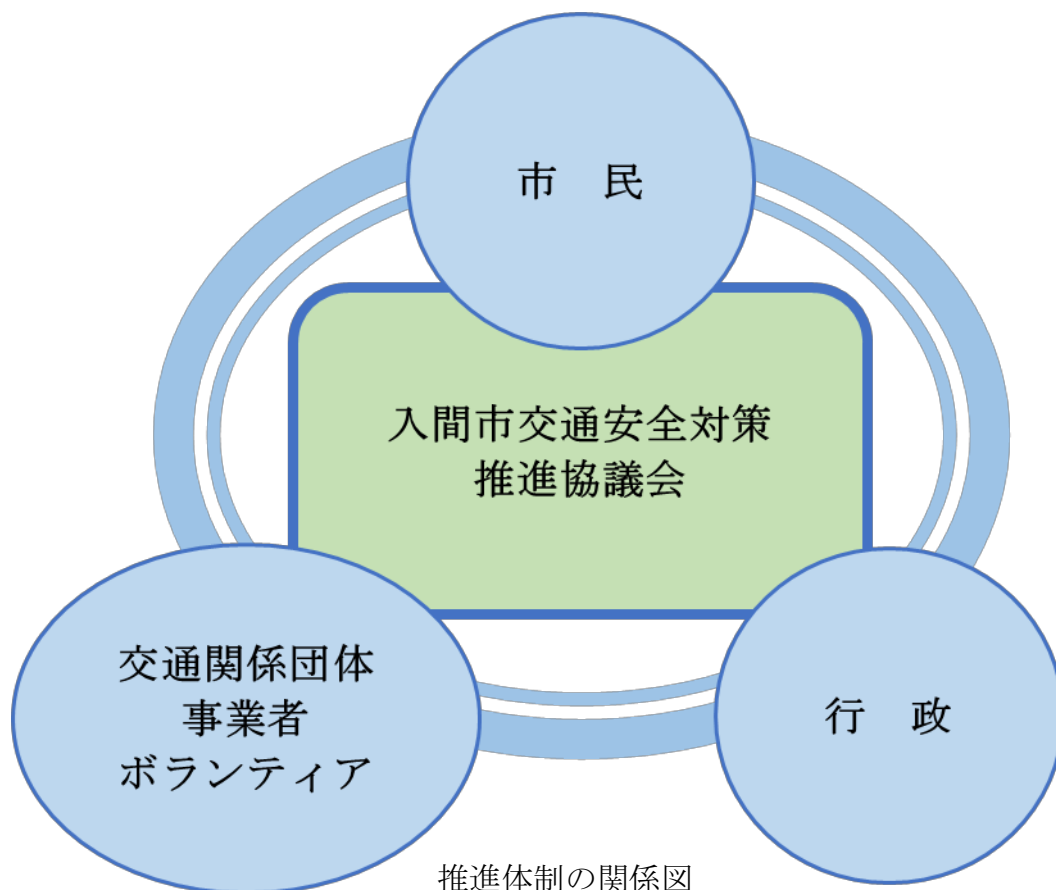
交通事故ゼロの安全・安心な入間市にすることが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難です。

埼玉県は、第11次埼玉県交通安全計画の目標として、令和7年までに、「年間の交通事故死者数を100人以下とする」こと及び「年間の重傷者数を1,500人以下とする」ことを掲げています。

本市では、年間の交通事故死傷者数について、令和2年の交通事故死傷者数389人の約20%減、310人以下とすることを目標として設定しました。

第4章 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、行政機関、交通関係団体・事業者、市民、それぞれに責務が求められますが、関係行政機関や交通関係団体、地域団体等で組織する「入間市交通安全対策推進協議会」を中心に、各所との連携を図りながら効果的な取り組みを行っていきます。



1 行政機関

入間市や狭山警察署をはじめとする行政機関は、本計画の趣旨及び本計画に定める施策を踏まえ、各地域の状況や市民生活に対応したきめ細かな事業を実施するとともに、交通関係団体やボランティア等と連携し、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進することが求められます。

2 交通関係団体、ボランティア、事業者等

地域における交通関係団体、ボランティア等が行う交通安全活動の効果は極めて大き

いものであることから、今後も交通関係団体等と連携・協力した交通安全対策を推進することが求められます。

また、交通安全対策を推進するうえで、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

3 市民

悲惨な交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践することが何よりも大切です。

特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、車に乗ったらシートベルトを着用する、夜間に外出する際は反射材を身につけるといったことを習慣づけるなど、まず「自分のできることから始める」ことが求められます。

※入間市交通安全対策推進協議会について

入間市交通安全対策推進協議会は、市内の交通事故を防止するために、入間市の総勢力を以て組織された団体です。入間市役所内の部署だけでなく、狭山警察署、狭山地方交通安全協会、各地区区長会長等の地域の方々、各小・中学校長、各保育所（園）長、各幼稚園長の先生方など、市民・交通関係団体やボランティア・行政が一丸となって活動に参加しています。入間市からの補助金により、交通安全啓発活動を中心に、本計画に定める交通安全対策を行っていきます。

入間市交通安全対策推進協議会では、子どもたちの悲惨な事故がなくなるよう願いを込めて、毎年、市内小学校の新1年生に、交通安全帽子（黄色い帽子）を寄贈しています。



第2部 各論

第1章 道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

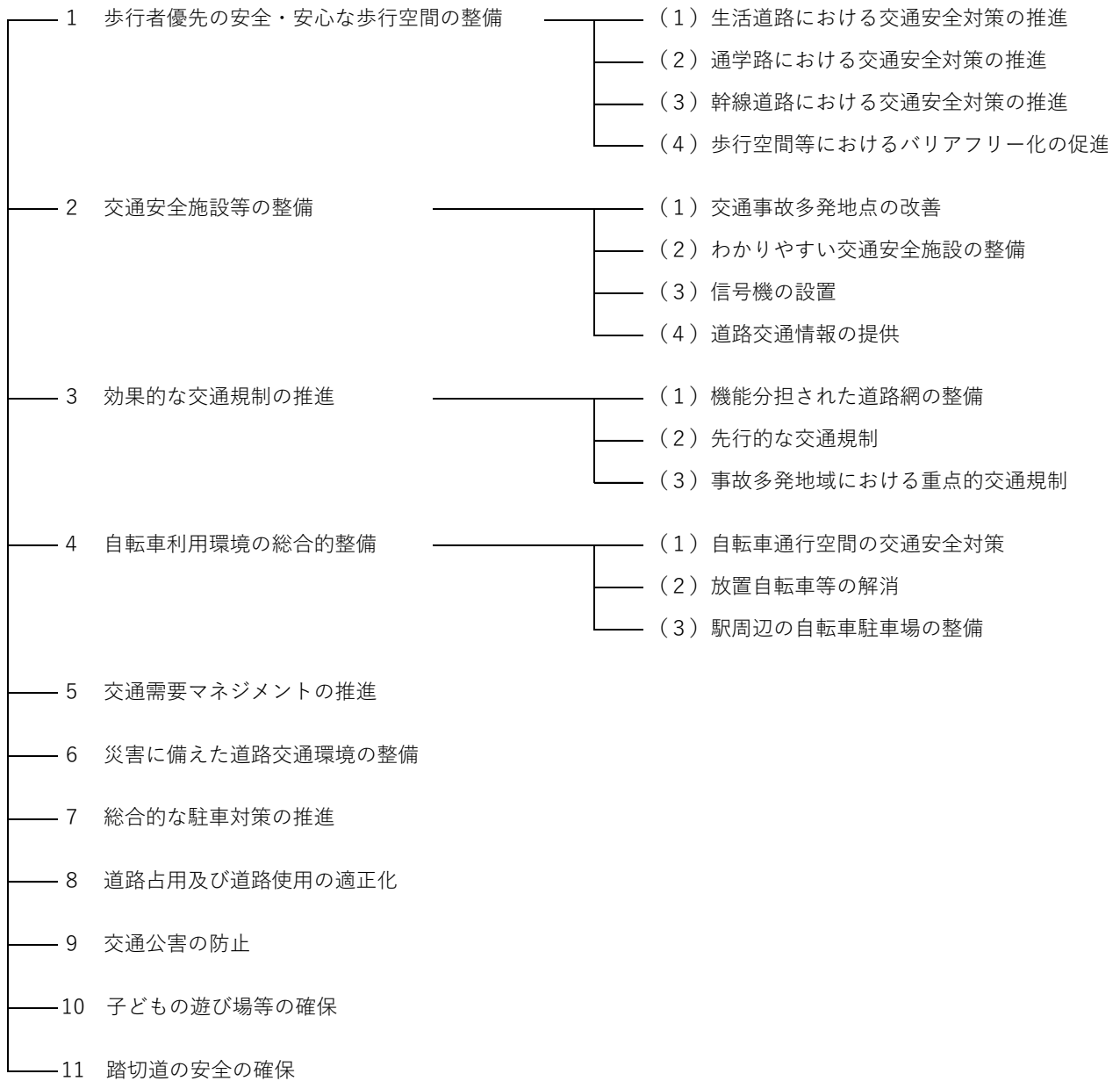
第3章 道路交通秩序の維持

第4章 救急・援助活動の充実

第5章 被害者支援の推進

第1章 道路交通環境の整備

<<施策の体系>>



1 歩行者優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまでの交通安全対策により、本市の交通事故は減少傾向にありますが、状態別交通事故負傷者数においては、歩行者が増加傾向にあることから、今後も、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策を更に強化していく必要があります。

また、生活道路への通過交通の流入等、身近な生活道路等における問題は深刻であり、歩行者優先の交通安全対策も重要になっています。

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

関係部署	交通防犯課・道路管理課・道路整備課・保育幼稚園課
協力機関	警察

歩行者、自転車の死傷事故発生割合が高い生活道路においては、歩行者の安全確保と生活環境の改善を図るため、関係機関との連携のもと、キッズゾーンやゾーン30等の効果的な交通対策を検討し、通過車両の進入を抑え、子どもや高齢者等が安心して通行できる歩行空間等の整備を推進します。

(2) 通学路における交通安全対策の推進

関係部署	交通防犯課・道路管理課・道路整備課・学校教育課
協力機関	警察

通学路においては児童、生徒の安全を確保するため、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を行います。市、交通関係団体、学校、地域社会が互いに連携を図りながら、通学路の安全点検を実施するなど、歩行者の視点に立った交通安全対策を推進します。

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

関係部署	交通防犯課・道路管理課・道路整備課
協力機関	警察

幹線道路（一般道路）については、狭山警察署と連携し、交通安全施設の整備や道路

交通実態に即した交通規制等の、交通の安全と円滑化を図る諸施策を推進し、生活道路への通過交通をできる限り幹線道路に転換することにより、歩行者空間の安全の確保を図ります。

(4) 歩行空間等におけるバリアフリー化の促進

関係部署	交通防犯課・障害者支援課・高齢者支援課・都市計画課 道路管理課・道路整備課
協力機関	警察

高齢者、障害者等を含めすべての人が安全に安心して生活できる社会を実現するため、見やすく、わかりやすい道路標識の設置を推進します。また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」、「入間市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」、「入間市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、バリアフリーに配慮した道路整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設及びそれらの適正な管理を推進します。

2 交通安全施設等の整備

交通安全施設等の整備については、効果的・効率的に事故を減少させる観点から、事故が多発しているなど緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所について重点的に整備します。

(1) 交通事故多発地点の整備改善

関係部署	交通防犯課・道路管理課・道路整備課
------	-------------------

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、交差点改良や交通安全施設等の整備を推進するほか、夜間の事故防止のための道路照明灯や視線誘導標など交通安全施設の整備を推進します。

(2) わかりやすい交通安全施設の整備

関係部署	交通防犯課・道路管理課・道路整備課
協力機関	警察

安全で快適な道路交通環境を確保するため、視認性に優れた標識の大型化等、道路利用者の立場に立った、系統的でわかりやすい案内標識の整備を推進します。また、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう、狭山警察署と連携し、効率的かつ適切な管理に努めます。

(3) 信号機の設置

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

道路の構造及び交通の実態等を考慮し、交通事故多発交差点、交通事故が発生する危険性の高い場所への信号機の設置について、狭山警察署への整備を要望します。

(4) 道路交通情報の提供

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

道路渋滞の解消及び道路利用者サービスの向上を図るため、特に渋滞が深刻な問題となっている首都圏中央連絡自動車道（圏央道）入間 I C 周辺において、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム (VICS: Vehicle Information and Communication Systems) 等、情報通信技術を活用した整備を狭山警察署へ要望します。

3 効果的な交通規制の推進

道路における危険防止を前提に、道路網の機能を良好な状態にするため、生活道路及び幹線道路について体系的に整備します。これにより、機能分担を図るとともに、先行

的な交通管理を推進することで、交通の安全と円滑化を図り、安全で快適な交通規制の確保に努めます。

(1) 機能分担された道路網の整備

関係部署	都市計画課・道路管理課・道路整備課
------	-------------------

生活道路への通過交通の排除と交通の効果的な分散を図り、交通安全の確保や渋滞の解消を図るため、国・県道の整備要望及び都市計画道路、主要幹線道路の整備を推進します。

(2) 先行的な交通規制

関係部署	交通防犯課・開発建築課・道路管理課・道路整備課・商工観光課
協力機関	警察

社会資本整備に伴う交通の流入及び公共施設、大型店舗等、周辺交通に影響を及ぼすおそれのある施設等については、適正な交通量の把握を行い、計画段階から関係行政機関と協議し、先行的な交通規制を図ります。

(3) 事故多発地域における重点的交通規制

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

交通事故が多発する地域や路線においては、効果的な交通規制を検討し、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを図ります。

4 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の交通安全対策

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

既存の道路幅員を活用し、自転車の通行量が多い道路や、自転車事故が多発している

交差点等、自転車が安全に通行できる交通安全対策を推進します。

(2) 放置自転車等の解消

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

駅周辺等における放置自転車・原動機付自転車の解消を図るため、入間市自転車放置防止条例に基づき、放置自転車等の整理・撤去を引き続き推進し、良好な道路交通環境を確保します。

(3) 駅周辺の自転車駐車場の整備

関係部署	交通防犯課
------	-------

自転車の駐車需要の高い駅周辺の市営自転車駐車場については、現行駐車場の維持を基本として、需要の変化に応じた供給に努めます。特に、唯一の有料駐車場である入間市駅南口自転車駐車場においては、利用者数の変移や入間市駅周辺の環境等を加味し、需要の変化を的確に捉えた適切な供給に努めます。

5 交通需要マネジメントの推進

関係部署	都市計画課・交通防犯課
------	-------------

誰もが安心してバスや鉄道等の公共交通を利用できるよう、ノンステップバスの導入やバスロケーションシステムの整備を促進するとともに、鉄道ダイヤの一層の充実等を関係機関に働きかけていきます。

また、安全で円滑な道路交通の確保に資するため、ていーろど、ていーワゴン、路線バスの利用を促進します。

6 災害に備えた道路交通環境の整備

関係部署	道路管理課・道路整備課
------	-------------

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路

交通の確保および被災地の救護活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路の機能確保が図れるよう、道路構造物の補強や、橋梁の耐震化等を推進します。

7 総合的な駐車対策の推進

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進します。

また、違法駐車排除及び適正な自動車の保管場所の確保等については、各季の交通安全運動等あらゆる機会を通じて市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係行政機関、交通関係団体等との連携を図り、違法駐車排除の意識を醸成します。

8 道路占用及び道路使用の適正化

関係部署	道路管理課
協力機関	警察

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、不法占用物件等に対する指導を強化するとともに、沿道住民等への啓発活動を推進します。

また、道路占用及び道路使用許可にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、条件の遵守を徹底するなど、許可の適正化を図ります。

9 交通公害の防止

関係部署	環境課・管財課・交通防犯課
------	---------------

関係行政機関と連携して、自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動などの交通公害を防止するため、アイドリング・ストップの徹底や低公害車の導入促進などの自動車対策を実施するとともに、急発進・急加速の防止などのエコドライブを推進し、地球温暖化の防止に努めます。

10 子どもの遊び場等の確保

関係部署	都市計画課・学校教育課
------	-------------

子どもの路上遊戯等による交通事故の防止を図るため、公園の整備や小学校の校庭の開放を引き続き推進します。

11 踏切道の安全の確保

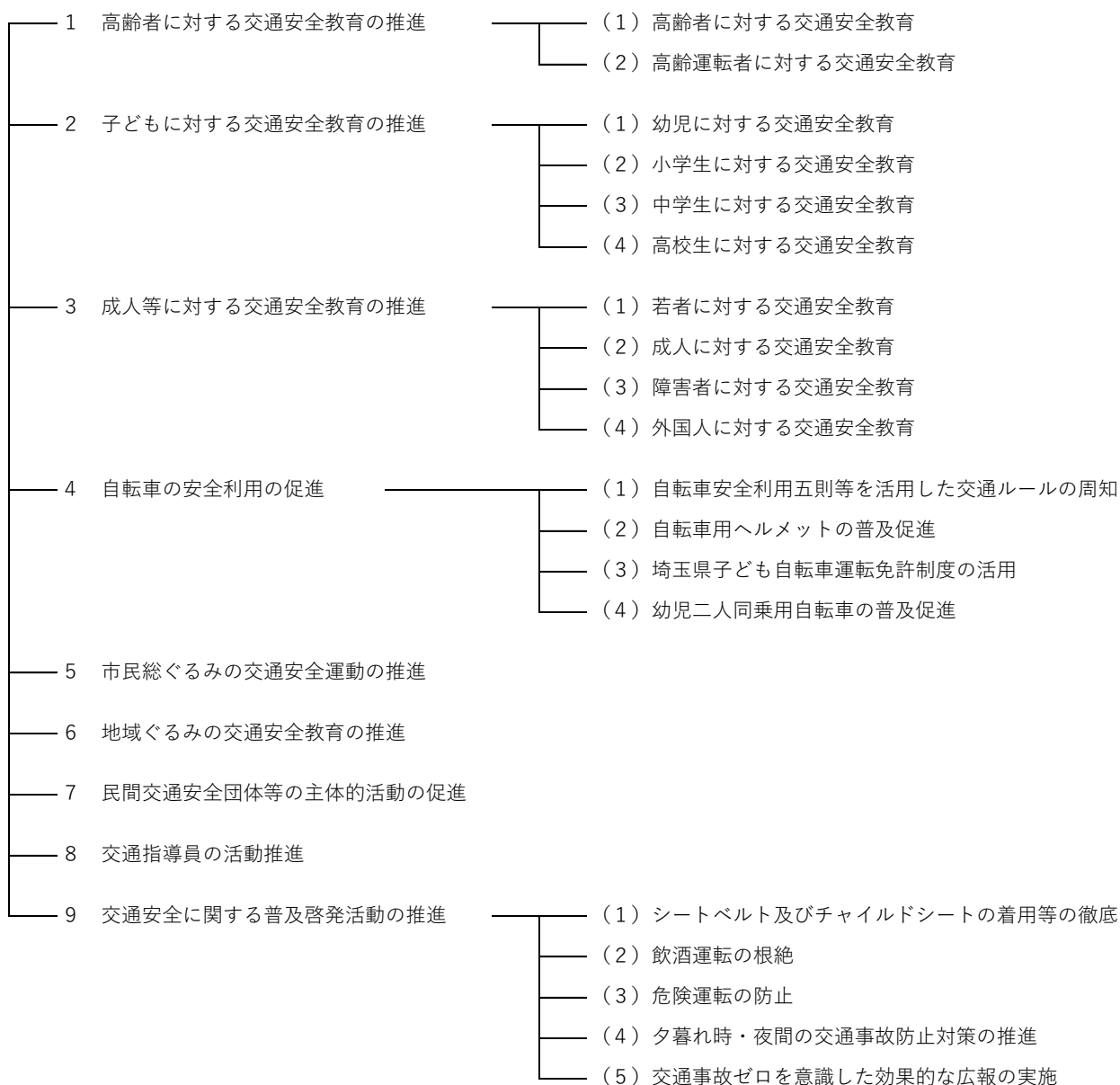
関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

踏切道の安全に関する知識の普及、安全意識の向上を図るため、交通安全教室や交通安全運動等の機会を通じて交通安全意識の向上を図ります。

また、踏切事故発生時については、警察と協力し、事故原因の究明を行うとともに、対応策を検討し、再発防止に努めます。

第2章 交通安全思想の普及徹底

<<施策の体系>>



交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーの遵守に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

また、交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身につけるためには、人の成長過程に合わせた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していくことが必要です。

とりわけ、高齢化が進展する中にあるのは、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図ることと合わせ、他の年代においても高齢者に配慮する意識を高めることが重要になっていきます。

また、昨今の自転車利用の増加に対し、自転車の正しい乗り方等の普及啓発をはじめとし、自転車による重大な事故を防止するための対策を促進していくことが急務となっています。

1 高齢者に対する交通安全教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課・高齢者支援課
協力機関	警察

高齢者に対する交通安全教育は、加齢による心身機能の変化が歩行中・自転車乗車中の交通行動に及ぼす影響や、運転手側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解してもらうほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ります。

また、高齢者同士の相互啓発等による交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ等の関係団体と連携して、高齢者交通安全教室を実施します。

高齢化の一層の進展に対応し、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、市民一人ひとりが高齢者に配慮する意識を醸成するため、交通安全運動等を通し、地域が一体となって高齢者の安全確保に努めるよう啓発します。

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び免許更新時講習における高齢者学級の内容の充実を図ります。また、高齢者に自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識してもらい、関係行政機関や交通関係団体、自動車教習所等と連携し、運転適性診断や運転者用機材又は実車運転体験等による運転技能診断等を実施して、診断結果に基づく個別指導を行うなどの運転者教育を推進します。

また、相次ぐ道路の逆走や操作ミスによる事故の防止を図るため、身体機能や認知機能の低下を認識してもらい、安全運転への意識を高めてもらうとともに、自主的な運転免許の返納を引き続き促進します。

2 子どもに対する交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課・保育幼稚園課
------	--------------

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要である基本的な技能及び知識を習得することを目的とします。

また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等においては、家庭や地域、関係行政機関や交通関係団体等と連携・協力をしながら、保育中の事故防止及び安全対策の一環として継続的な交通安全教育を行います。

(2) 小学生に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課・学校教育課
協力機関	警察

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得することや、状況に応じて安全に道路を通行するために、道路における危険を予測・回避する意識及び能力を高めることを目標として、家庭及び関係行政機関や交通関

係団体等と連携・協力しながら重点的に交通安全教室を実施します。

さらに、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動を取り、正しい交通ルールや交通マナーを子どもに教えられるようになり、交通ボランティアとして通学時の見守りに参加していただく際には安全な通行指導ができるように、保護者を対象とした研修会等を実施します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課・学校教育課
協力機関	警察

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得するとともに、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校においては、家庭及び関係行政機関や交通関係団体等と連携・協力しながら、学級活動、生徒会活動等を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避等を重点に交通安全教育を実施します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察・各高等学校

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係行政機関や交通関係団体等と連携・協力しながら、学校の教育活動の全体を通じて、自転車の安全な利用、バイク・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施します。また、交通社会における良き社会人とし

て必要なマナーを身につけるよう指導します。

3 成人等に対する交通安全教育の推進

(1) 若者に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通事故加害者の実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚してもらい、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

(2) 成人に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課・商工観光課
協力機関	警察

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行います。

運転者に対しては、著しい速度超過や飲酒運転、さらには社会問題化しているあおり運転等、死亡事故に直結するおそれの高い悪質危険な運転の防止や、歩行者・自転車利用者の保護、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用等、運転者としての社会的責任を自覚してもらい、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測・回避能力の向上に努めます。

また、交通関係団体等の活動を通じて、事業者の安全運転管理の一環として実施する安全運転管理者、運行管理者等に対する講習会や、企業及び事業者団体の自主的な事故防止のための活動等を支援します。

(3) 障害者に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課・障害者支援課
協力機関	警察

障害者に対する交通安全教育は、関係行政機関等と連携を図りながら、地域における福祉活動の場を利用するなどして、交通安全ルールの理解を深めることにより重大な交通事故からの回避を図ります。

(4) 外国人に対する交通安全教育

関係部署	交通防犯課・自治文化課
協力機関	警察

国際化の進展により、市内に居住・就業する外国人の増加が続く中、日本の交通事故実態、交通ルール等を多言語のパンフレット等を活用して紹介するなど、外国人が日本の交通社会に充分適応できるよう、必要な交通安全知識の普及啓発を図ります。

4 自転車の安全利用の促進

昨今の健康ブームや環境負荷の軽減に関する意識の高まりなどを背景に、自転車の利用ニーズが高まりつつあります。また、国の自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用が総合的・計画的に推進されており、自転車利用は今後も増加が見込まれるため、自転車安全利用の促進に努めます。

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

自転車安全利用五則（平成19年7月10日、中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用する等により、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方について普及啓発を図ります。

自転車運転者は加害者となる場合もあることから、車両運転者としての責任を自覚し、交通ルールの遵守や自転車保険の加入を推進します。特に、自転車乗用時の傘さし、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性等についても機会を捉えて、周知・徹底を図ります。

また、夕暮れから夜間にかけて、自転車の重大事故が多発する傾向にあることから、自転車前照灯の点灯を徹底するとともに、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

(2) 自転車用ヘルメットの普及促進

関係部署	交通防犯課・学校教育課
協力機関	警察

自転車用ヘルメットの着用効果等について、小中学校の交通安全教室やキャンペーン等の機会を通じて周知するなど、普及啓発を図ります。

また、各中学校において自転車通学を許可された生徒については、自転車乗用時のヘルメットの着用を義務付けており、引き続き着用を徹底していきます。

なお、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、児童、生徒の保護者は、その児童、生徒に対し、また、高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車利用時における乗車用ヘルメットの着用等の自転車交通安全教育または交通安全対策についての助言が努力義務として規定されています。幼児、児童、生徒から高齢者まで、広く市民に対し、自転車用ヘルメットの着用促進を図っていきます。

(3) 埼玉県子ども自転車運転免許制度の活用

関係部署	交通防犯課・学校教育課
協力機関	警察

子どもに対して「埼玉県子ども自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導します。

(4) 幼児二人同乗用自転車の普及促進

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

幼児を自転車に同乗させる場合においては、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進します。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、関係行政機関等との連携・協力のもと、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児用座席のシートベルト着用について啓発活動を推進します。

5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

関係部署	自治文化課・交通防犯課
協力機関	警察

市民一人ひとりに広く交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、違法駐車や自転車放置の防止といった交通環境の改善に向けた取り組みを市民総ぐるみで実施します。特に、各季における交通安全運動の実施に当たっては、運動の趣旨や重点目標等を事前に市民に周知し、市民総ぐるみの交通安全運動として展開するなど、関係行政機関や交通関係団体等とも連携を図りながら、交通事故防止の徹底を図ります。

6 地域ぐるみの交通安全教育の推進

関係部署	自治文化課・交通防犯課・商工観光課・保育幼稚園課 高齢者支援課・障害者支援課・学校教育課
協力機関	警察

交通安全教育活動については、警察、市、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動となるよう推進します。このため、市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透が図られるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を企画、展開するとともに、交通ルールの遵守

と正しい交通マナーの実践を習慣づけるために、関係行政機関や交通関係団体等と緊密な連携を図りながら、各種交通安全教育を推進します。

7 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全教育指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、入間市交通安全対策推進協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、効果的な活動の展開を図ります。さらに、各主体による創意・工夫された活動を支援し、民間団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

8 交通指導員の活動推進

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

学校、職場、家庭、地域等において、実践的かつ効果的な交通安全教育を実施するためには、交通社会に参加する全ての人々に、説得力のある指導が行える交通指導員の役割はますます重要になっており、引き続き、指導力の向上を促進するとともに、その活動を推進し、交通安全指導及び交通安全教育の充実を図ります。

9 交通安全に関する普及活動の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などにつ

いての理解を深め、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を推進します。

このため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を推進します。

(2) 飲酒運転の根絶

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

飲酒運転を根絶するため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、各種講習会、交通安全運動、街頭での指導等あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を推進します。

(3) 危険運転の防止

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

妨害運転（あおり運転）や飲酒運転、危険ドラッグ、著しい速度超過等の危険運転を根絶するため、関係行政機関が発行するチラシを、交通安全運動等の機会を捉えて配布し、危険運転の防止に向けて広報・啓発活動を推進します。

(4) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材用品やライト等の普及を推進します。また、特に高齢者に対する明るい色の服装等の着用効果に関する広報・啓発活動を推進します。

(5) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施

関係部署	広報課・交通防犯課
協力機関	警察

交通安全に関する広報については、広報いるま、市公式ホームページ、市公式モバイルサイト、SNS等の媒体を活用し、民間団体との協働も含め、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故ゼロ等を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報など、具体的に訴求力の高い内容を重点的、集中的に実施するよう努めます。

第3章 道路交通秩序の維持

<<施策の体系>>

- 1 一般道路における効果的な指導取締りの強化等
- 2 暴走族及び旧車會對策の強化

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、埼玉県警察本部は、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しています。

また、暴走族対策及び旧車會(※)対策を強力に推進するため、関係行政機関や交通関係団体等が連携し、地域ぐるみで暴走族追放機運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図るとしていることから、本市もこれに協力し、連携を図っていきます。

1 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

交通事故実態を分析し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質・危険性の高い違反、さらには、住民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

市では、市民生活を直接侵害する違反について、関係行政機関等と協議を行い、交通秩序の維持が図れるよう努めます。

2 暴走族及び旧車會對策の強化

関係部署	交通防犯課
協力機関	警察

暴走族対策を強力に推進するため、関係行政機関や交通関係団体等が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進します。

※旧車會とは、旧型の自動車又は自動二輪車を暴走族風に改造し、集団走行を行うグループの総称である。「会」の字に旧字体の「會」を用いるのが表記上の特徴である。

第4章 救急・援助活動の充実

<<施策の体系>>

- 1 救急・救助体制の充実
- 2 応急手当の普及啓発活動の推進

1 救急・救助体制の充実

関係部署	健康管理課
協力機関	消防

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急・救助体制及び救急医療体制の充実を図ります。なお、二次救急医療体制においては、所沢地区を圏域として、入間市、所沢市、狭山市の3市で協定を結び、広域的な休日・夜間における救急医療体制の確保に努めています。引き続き、二次救急医療の病院群輪番体制の充実・強化を図ります。

また、交通事故の救急現場において、負傷者に対する高度な救急救命処置が迅速かつ適切に実施されることにより、負傷者の救命率の一層の向上が図れるよう、救急救命士を計画的に養成するとともに、気管挿管、薬剤投与等の特定行為（医師の具体的指示のもとに実施する救急救命措置）が実施できる救急救命士の育成を図ります。

2 応急手当の普及啓発活動の推進

関係部署	健康管理課
協力機関	消防

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた市民による適切な応急手当が必要となることから、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた救命講習会の推進を図るとともに、広報いるま、市公式ホームページ等によるAEDの設置場所に関する情報提供に努めます。

第5章 被害者支援の推進

<<施策の体系>>

- 1 自転車損害賠償保険の普及促進
- 2 交通事故相談の充実
- 3 交通遺児等に対する援助金の支給

1 自転車損害賠償保険の普及促進

関係部署	交通防犯課
------	-------

自転車事故の増加に伴い、近年、自転車利用者が加害者となり、高額の賠償責任を負うケースが見られます。

埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用促進に関する条例」を改正し、平成30年4月から、自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し自転車損害保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。）への加入が義務付けられています。自転車事故による被害者の救済の十全を図るため、自転車利用者の責務として自転車損害賠償保険等に加入することの必要性について、機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。

2 交通事故相談の充実

関係部署	交通防犯課
------	-------

交通事故相談により、交通事故の被害者やその家族の人権擁護、福祉向上を図ります。相談支援対象外（示談や調停、訴訟等を要する案件）や緊急性の高い案件については、交通事故紛争処理センターや、日本弁護士連合会交通事故相談センター、民間の交通事故相談所といった他機関を紹介し、被相談者の心情に配慮し適切に対応します。

3 交通遺児等に対する援助金の支給

関係部署	交通防犯課・学校教育課・保育幼稚園課・障害者支援課
------	---------------------------

交通事故により交通遺児等となった児童、生徒等に対し、入学時や卒業時に入間市交通安全対策推進協議会交通遺児等祝金を支給しています。

他の制度では、埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児等に対する援護金等の給付事業に対し、広報活動を行います。

第11次入間市交通安全計画

発行 令和4年2月 埼玉県入間市

編集 入間市市民生活部交通防犯課

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話：04-2964-1111（代表）

FAX：04-2965-0232（代表）

URL：<http://www.city.iruma.saitama.jp/>

E-mail：ir214000@city.iruma.lg.jp